

○厚木市総合計画審議会規則

昭和42年6月1日

規則第18号

改正 昭和46年6月10日規則第28号

昭和47年7月1日規則第23号

昭和48年3月31日規則第5号

昭和50年6月25日規則第15号

昭和57年4月1日規則第9号

昭和62年10月29日規則第52号

平成8年2月23日規則第1号

平成11年7月30日規則第41号

平成19年5月30日規則第32号

注 昭和50年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(昭50規則15・昭57規則9・一部改正)

(審議事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 厚木市総合計画基本構想に関すること。
- (2) 厚木市総合計画基本計画に関すること。
- (3) その他総合計画策定について、市長が必要と認める事項

(昭57規則9・一部改正)

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験者
- (3) 住民自治組織の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(昭50規則15・昭57規則9・昭62規則52・平8規則1・平11規則41・平19規則32・一部改正)

(会長等)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会の議長となる。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(昭57規則9・一部改正)

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭50規則15・全改、平19規則32・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(昭57規則9・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年規則第28号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の日において、改正前第2条第4号の規定により、現に委員の職にあるものは、その任期満了の日まで、この規則により委嘱されたものとみなす。

附 則 (昭和47年規則第23号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年規則第52号)

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則 (平成8年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年規則第41号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第32号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。